

# 第10回 渋川市農業委員会月次総会 議事録

開会の日時 令和2年 1月 7日 午前 9時30分  
 閉会の日時 令和2年 1月 7日 午前10時19分  
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

## 委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	星野安久	○		
2	斉藤美保	○		
3	岸正二	○		
4	角田壽一	○		
5	鳥山孝子	○		
6	新井正喜	○		
7	飯塚敬子	○		
8	下田三徳	○		
9	齊藤由香	○		
10	大島アサ子	○		
11	須田和敏	○		
12	青木明雄	○		
13	高井眞佐実	○		
14	石田玉枝	○		
15	野村隆	○		
16	眞下謹司	○		
17	廣瀬淳	○		
18	高橋昭彦	○		
19	山本彰一郎	○		

## 渋川市農業委員会総会会議規則第22条の規定による出席者

	齋藤光男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	新井健二	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井一美	○		農地利用最適化推進委員班長
	爲谷賢司	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席1番 星野 安久 委員

議事録署名委員 議席2番 斉藤 美保 委員

議事参与が制限された委員数 1人 傍聴人数 0人

委員以外の出席者 事務局長 内山 勉  
副事務局長 中澤 正幸  
統括主幹(係長) 竹之内 智行  
主 事 小林 史弥

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。新年、おめでとうございます。

それでは、定刻となりましたので渋川市農業委員会総会会議規則第4条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いします。議事に入る前に、申請者からの取下げありましたので報告いたします。議案書をお願いします。

3ページの申請番号3の5番と3の6番が取下げとなり、欠番をお願いします。続いて、6ページの4の4番が取下げです。欠番をお願いします。続いて、9ページの5の10番取下げ。11ページの5の16番、13ページの5の19番、5の21番の取下げであります。続いて、15ページの5の25番の取下げをお願いします。いずれも欠番をお願いします。いずれも他法令の関係で取下げたものです。以上であります。よろしいでしょうか。それではをお願いします。

議 長

皆さんおはようございます。会長の山本です。

これより第10回渋川市農業委員会、月次総会を開会いたします。

それでは皆さまのご協力により、スムーズに議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は19人中19人で会議は成立しました。

さっそくですが、議事に入ります。

まず、議事日程第1会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。議事録署名委員に議席番号1番、星野安久委員と議席番号2番、斉藤美保委員を指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって議事録署名委員は、議席番号1番、星野安久委員と議席番号2番、斉藤美保委員に決定いたしました。

つづきまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてをご説明いたします。報告書の1ページをお願いします。

農地法第5条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付いたしましたのでご報告いたします。

本件におきましては、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ農地法第5条関係を許可番号5の135の記載の1件について、令和元年12月16日に意見聴取をいたしました。同日付をもちまして、群馬県農業委員会ネットワーク機構から許可妥当との回答により、渋川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたのでご報告するものであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

つづきまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。報告書の3ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、3ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は記載のとおりでありま

す。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願ひします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。  
つづきまして、議事日程第5、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願ひします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の5ページをお願ひします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、5ページから6ページに記載の番号1番から5番の5件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は記載のとおりであります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願ひします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。  
つづきまして、議事日程第6、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願ひします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の7ページをお願いします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、7ページから10ページに記載の番号1番から7番までの7件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。

また、全ての届出について、権利を取得した事由は、相続。取得した権利の種類は、所有権であります。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

つづきまして、議事日程第7、報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてご説明いたします。報告書の11ページをお願いします。

制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、11ページに記載の番号1番から3番の3件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用の時期及び転用目的は記載のとおりであります。

以上で報告第5号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。  
つづきまして、議事日程第8、報告第6号、埋蔵文化財試掘調査届  
についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました報告第6号、埋蔵文化財試掘調査  
届についてご説明申し上げます。報告書の13ページをお願いいたし  
ます。

埋蔵文化財試掘調査届について、次のとおり受理しましたのでご報  
告いたします。

この度の届出は、番号1番から2番の2件で、表頭の左から番号、  
受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用申  
請年月日、農地転用許可年月日及び転用目的は記載のとおりでありま  
す。

以上で報告第6号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。  
つづきまして、議事日程第9、報告第7号、農地転用申請に伴う現  
地調査についてを議題とします。

それでは、渋川、伊香保、小野上地区を岸第1班長、子持、赤城、  
北橋地区を高井第1班長より報告をお願いします。

最初に岸第1班長お願いします。

3番 12月27日に実施しました、第1班、渋川、伊香保、小野上地区  
の現地調査報告をいたします。

参加者は、斉藤美保委員、大島アサ子委員、眞下謹司委員、事務局  
は狩野主幹、小林主事と私、岸の6名で実施しました。

渋川、伊香保地区の今回の許可申請は、申請取下げを除き、第4条  
による申請が3件、第5条による申請が12件、合計15件でありま  
した。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。議案書の5ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東と南は道路、西は同月申請されている申請番号5の6番の申請地、北は宅地となっています。問題ないと思われれます。

申請番号4の2番の現地は、東と西と北は宅地、南は道路となっています。問題ないと思われれます。

申請番号4の3番の現地は、東と西と北は道路、南は田となっています。問題ないと思われれます。

次に5条申請であります。7ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東は農地転用許可済み地、西は畑、南と北は道路となっています。問題ないと思われれます。

申請番号5の2番の現地は、東西南北が宅地に囲まれています。問題ないと思われれます。

申請番号5の3番の現地は、東西南北が宅地に囲まれています。問題ないと思われれます。8ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東と西と南は道路、北は田となっています。問題ないと思われれます。

申請番号5の5番の現地は、東と西と南は畑、北は道路となっています。問題ないと思われれます。

申請番号5の6番の現地は、東は同月申請されている申請番号4の1番の申請地、西と北は宅地、南は道路となっています。問題ないと思われれます。

申請番号5の7番の現地は、東と南と北は田、西は道路となっています。問題ないと思われれます。9ページをご覧ください。

申請番号5の8番の現地は、東と西は畑、南は道路、北は宅地となっています。問題ないと思われれます。

申請番号5の9番の現地は、東と南は道路、西と北は宅地となっています。問題ないと思われれます。10ページをご覧ください。

申請番号5の11番の現地は、東は雑種地、西と南は畑、北は宅地と畑となっています。問題ないと思われれます。

申請番号5の12番の現地は、東と北は山林、西は道路、南は畑となっています。問題ないと思われれます。

申請番号5の13番の現地は、東と西と南は畑、北は道路となっています。問題ないと思われれます。

以上で第1班、渋川、伊香保、小野上地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、高井第1班長お願いします。

13番

12月27日に実施しました、第1班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、鳥山孝子委員、飯塚敬子委員、下田三徳委員、須田和敏委員と、事務局は、竹之内係長、齋藤行政専門員と私、高井の7名で実施しました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、申請取下げを除き、第4条による申請が1件、第5条による申請が10件、合計11件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。はじめに4条申請であります。議案書の6ページをご覧ください。

申請番号4の5番の現地は、東と西は田、南は田と水路、北は水路となっています。問題ないと思います。次に5条申請であります。

議案書11ページをご覧ください。

申請番号5の14番の現地は、東は雑種地、西と南は畑、北は宅地と道路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の15番の現地は、東は畑、西は原野、南と北は雑種地となっています。問題ないと思います。

続きまして議案書の12ページをご覧ください。

申請番号5の17番の現地は、東は山林、西は道路、南は畑と雑種地、北は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の18番の現地は、東と南は畑、西と北は道路となっています。問題ないと思います。

続きまして議案書の13ページをご覧ください。

申請番号5の20番の現地は、東と南は宅地、西は道路、北は畑となっています。問題ないと思います。

続きまして議案書の14ページをご覧ください。

申請番号5の22番の現地は、東と南は畑、西は宅地、北は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の23番の現地は、東と南は畑、西は転用許可済地、北は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の24番の現地は、東と西は道路、南は畑、北は雑種地となっています。問題ないと思います。

続きまして議案書の15ページをご覧ください。

申請番号5の26番の現地は、東と南は畑、西は宅地、北は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の27番の現地は、東と南は宅地、西と北は道路となっています。問題ないと思います。

以上で第1班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

つづきまして、議事日程第10、協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定についてを議題とし意見の決定を求めます。

事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局係長。

議長

はい、事務局係長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました地籍調査における農地に関する地目認定についてご説明いたします。協議書の1ページをお願いします。

協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定について、次のとおり協議があったので意見の決定を月次総会にお願いするものです。

なお、詳細につきましては土木管理課の担当職員より説明させますのでよろしくご審議の程をお願いします。

それでは、土木管理課の担当者から説明をしていただきます。

土木管理課

土木管理課国土調査係の田子です。

地籍調査事業の概要について説明させていただきます。

地籍調査とは、国土調査法で定められた国土の開発及び保全並びにその利用の高度化を資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的とした調査であり、毎筆の土地についてその所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する調査になります。

渋川市では平成30年度から2カ年にわたり津久田I地区の現地調査及び測量を実施しております。津久田I地区は面積0.5平方キロメートル、857筆を調査いたしました。お手持ちの協議書の説明に移ります。

協議書 2 ページをお願いいたします。津久田 I 地区の現地調査の結果において、農地に関する登記地目と現況地目に相違のある土地をまとめた表になります。表頭の左から土地の所在、所有者住所、所有者氏名、調査前地目、調査後地目になります。該当する土地は 73 筆になります。

私からは以上となります。

議長 説明が終わりました。これより審議を行います。  
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。  
協議第 1 号、地籍調査における農地に関する地目認定については、主管課において地目変更登記の手続きを行うことにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案のとおり決定することに決しました。  
つづきまして、議事日程第 11、協議第 2 号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてを議題とし意見の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議長 はい、事務局係長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてご説明いたします。

協議書の 11 ページをお願いします。

協議第 2 号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について次のとおり、農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による変更の照会があったので意見の決定を月次総会にお願いするものです。

なお、詳細につきましては農林課の担当職員より説明させますのでよろしくご審議の程をお願いします。

それでは、農林課の担当者から説明していただきます。

農林課 農林課の後藤です。よろしくお願いいたします。

渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてご説明いたします。

協議書11ページからの農用地域変更申出一覧表、除外関係をご覧ください。

これは、12月12日に渋川市農業振興地域整備促進協議会でご審議いただき除外が認められたものです。最初に渋川地区、除外になります。除外数は12筆です。内訳は、田5筆、7,378平方メートル、畑7筆、5,147.53平方メートル、合計12筆、12,525.53平方メートルとなります。12ページをご覧ください。

渋川地区、編入になります。編入数は1筆です。内訳は、畑1筆、89平方メートルとなります。

今回の変更により、渋川地区の農振農用地面積は除外、編入との差し引きの結果、1.24ヘクタールの減で642.15ヘクタールになります。13ページをご覧ください

小野上地区、除外になります。除外数は3筆です。内訳は、田1筆、240平方メートル、畑2筆、1,847平方メートル、合計3筆、2,087平方メートルとなります。

今回の変更により、小野上地区の農振農用地面積は、0.21ヘクタールの減で183.19ヘクタールになります。14ページをご覧ください。

子持地区、除外になります。除外数は21筆です。内訳は、田5筆、1,936平方メートル、畑16筆、9,034平方メートル、合計21筆、10,970平方メートルとなります。

今回の変更により、子持地区の農振農用地面積は、1.1ヘクタールの減で744.42ヘクタールになります。15ページをご覧ください。

赤城地区、除外になります。除外数は7筆です。内訳は、畑5筆、5,598平方メートル、宅地2筆、65.81平方メートル、合計7筆、5,663.81平方メートルとなります。16ページをご覧ください。

赤城地区、農振法第10条第3項非該当になります。除外数は2筆です。内訳は、田2筆、757平方メートルとなります。

今回の変更により、赤城地区の農振農用地面積は、除外と農振法第10条第3項非該当の合計で、0.64ヘクタールの減で1,523.54ヘクタールになります。17ページをご覧ください。

北橘地区、除外になります。除外数は8筆です。内訳は、畑8筆、7,001平方メートルとなります。

今回の変更により、北橘地区の農振農用地面積は、0.7ヘクタールの減で、837.48ヘクタールになります。

以上で説明を終わります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これより審議を行います。  
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。  
協議第2号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の  
変更については認めることにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案のとおり決定することに決しました。  
つづきまして、議事日程第12、議案第1号、農地法第3条の規定  
による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。申請番号  
3の5番及び3の6番が申請取り下げとなりましたので、申請番号3  
の1番から3の4番の4件を上程し審議いたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議長 はい、事務局係長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可  
申請につきましてご説明いたします。議案書の1ページから3ページ  
関連です。議案書の1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について次のとお  
り、農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決  
定を月次総会にお願いするものです。

申請番号3の5番及び3の6番を除く、申請番号3の1番から3の  
4番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人  
の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりで  
す。

申請番号3の1番につきましては、農業経営規模拡大のための申請  
となります。それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので  
申請されたものです。

つづきまして、申請番号3の2番及び3の3番の2件につきまして  
は、農業経営効率化のための申請となります。

それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請された  
ものです。

つづきまして、申請番号3の4番につきましては、受人が既に埋設してある地下導水管部分について、将来にわたり適切に維持管理するため、権利の設定を行うものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による、許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番から3の4番の4件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。  
議案第1号、申請番号3の1番から3の4番の4件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号3の1番から3の4番の4件については、議案のとおり許可することに決しました。

つづきまして、議事日程第13、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の4番が申請取り下げとなりましたので、申請番号4の1番から4の5番の4件を上程し審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議 長 はい、事務局係長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の5ページから6ページ関連です。議案書の5ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号4の4番を除く、申請番号4の1番から4の5番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま  
す。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始  
末書が出されています。

申請番号4の2番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十  
ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま  
す。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より  
始末書が出されています。

申請番号4の3番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住  
宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地  
の不許可の例外に該当すると思われま  
す。議案書の6ページをお願い  
します。

申請番号4の5番は、農用地区域内に該当しますが、農地改良を実  
施するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われ  
ま  
す。

以上で、農地法第4条の規定による、許可申請の説明を終わります。  
よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。申請番号4の4番を除く申請番号4  
の1番から4の5番の4件について審議します。質疑のある方はお願  
いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。  
議案第2号、申請番号4の4番を除く申請番号4の1番から4の5  
番の4件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の4番を除く申請番号4の1番から4  
の5番の4件については、議案のとおり許可することに決しました。

つづきまして、議事日程第14、議案第3号、農地法第5条の規定  
による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の10番、5の16番、5の19番、5の21番及び5  
の25番が申請取り下げとなりましたので申請番号5の1番から5の  
27番の22件を上程し審議いたします。事務局の説明をお願いしま  
す。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議長 はい、事務局係長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました、農地法第5条の規定による、許可申請につきましてご説明いたします。議案書の7ページから15ページ関連です。議案書の7ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号5の10番、5の16番、5の19番、5の21番及び5の25番を除く、申請番号5の1番から5の27番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており申請人より始末書が出されています。

申請番号5の3番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており申請人より始末書が出されています。

議案書の8ページをお願いします。

申請番号5の4番は、農業公共投資がある区域ですが、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満の農地に該当すると思われま

す。申請番号5の5番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。申請番号5の6番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。申請番号5の7番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の8番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

申請番号5の9番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500m以内に2以上の公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

議案書の10ページをお願いします。

申請番号5の11番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の12番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の13番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。議案書の11ページをお願いします。

申請番号5の14番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており申請人より始末書が出されています。

申請番号5の15番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

議案書の12ページをお願いします。

申請番号5の17番は、農地区分は、議案書に記載のとおりと思われますが一時転用申請であり不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の18番は、JRの駅から約300mのところに位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

議案書の13ページをお願いします。

申請番号5の20番は、農地区分は議案書に記載のとおりと思われますが、既存施設の2分の1を超えない拡張であり不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。議案書の14ページをお願いします。

申請番号5の22番は、農地区分は議案書に記載のとおりと思われますが周辺地域に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続しており不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の23番は、農地区分は議案書に記載のとおりと思われますが、周辺地域の集落に接続しており不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の24番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。議案書の15ページをお願いします。

申請番号5の26番は、公共施設から約500mのところに位置しており、宅地化の傾向が著しい区域内にある農地に該当すると思われます。

申請番号5の27番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による、許可申請の説明を終わります。  
よろしくご審議の程お願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から5の27番の22件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 議案第3号、申請番号5の1番から5の27番の22件については、許可することでご異議ありませんか。

1番 はい、議長。1番星野。

議長 はい、星野委員。

1番 今回の申請から市の環境条例が適用されたと思うが申請の中で取下げられた案件とそうでないのがある。取下げられなかった申請は条例が適用されていないからなのか。

事務局 はい、議長。副事務局長。

議長 はい、副事務局長。

事務局 1番委員の質問ですがお手元の環境条例資料の裏面7番の届出の流れの中の事業計画案が提出された案件のみ審議にかけ、間に合わなかったものは取下げてもらいました。他法令の許可見込みがない申請は審議できないので今回は取下げてもらいました。この条例は令和2年1月1日に施行されて事業者側も手続きを行うのに日数に限りがありましたので、今回に限り事業計画案の提出までで対応しましたが来月申請からは届出表の真ん中あたりにある許可申請、手数料の納付まで行った段階で申請してもらいます。その後、審議会が行われて許可になります。許可日については環境条例の許可日と同日にします。

17番 はい、議長。17番廣瀬。

議 長 はい、廣瀬委員。

17番  
事務局 審議会というのは環境課のほうで設けられるのか。  
はい、議長。副事務局長。

議 長 はい、副事務局長。

事務局 環境課のほうで設けられます。農業委員会としては代表として高橋農政部会長が審議委員となっています。

14番  
議 長 はい、議長。14番石田。

議 長 はい、石田委員。

14番  
事務局 近隣住民説明会というのは業者が行うのか。  
はい、議長。副事務局長。

議 長 はい、副事務局長。

事務局 太陽光事業者が行います。

議 長 他に質疑のある方はお願いします。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め、申請番号5の1番から5の27番の22件については、議案のとおり許可することに決しました。  
なお、申請番号5の17番については、異議なしと認め、3,000平方メートルを超える案件として群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するため、許可相当とすることに決しました。  
つづきまして、議事日程第15、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の17ページをお願いいたします。農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川、赤城、北橋地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和2年2月1日を予定しております。

計画概要につきましては、17ページの表の右の列に記載のとおり利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が14人、借受人が13人、筆数が34筆、面積が42,384.86平方メートルです。

この個別の内訳は、18ページ記載からの利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第4号の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まず始めに、利用権設定総括表番号27番から30番を審議しますので関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長

それでは利用権設定総括表番号27番から30番について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。

利用権設定総括表番号27番から30番については、議案のとおり認めることをご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、利用権設定総括表番号 27 番から 30 番については承認することに決しました。  
それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長 つづきまして、利用権設定総括表番号 27 番から 30 番を除く、番号 1 番から 34 番の 30 件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。  
利用権設定総括表番号 27 番から 30 番を除く、番号 1 番から 34 番の 30 件について議案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。  
以上をもちまして、第 10 回月次総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

閉会 <午前 10 時 19 分>